

達令公示第 1 0 号

宗務役員給与規程の一部を改正する達令を次のように公示する。

2 0 2 5 年 6 月 2 7 日

宗務総長 木 越 渉

宗務役員給与規程の一部を改正する達令

宗務役員給与規程（2 0 1 8 年達令公示第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 3 項を加える。

3 基本給は、基本給基礎額及び別に定めるライフプラン手当基礎額の合計額とする。

ただし、その支給する額は、基本給基礎額にライフプラン手当を加えた額とする。

4 前項のライフプラン手当は、ライフプラン手当基礎額から、任意拠出の確定拠出年金掛金月額を控除した額とする。

5 確定拠出年金制度に関する事項は、別に定める。

別表第 1 号 1 5 種から 1 7 種までを 1 種ずつ繰り下げ、第 1 4 種の次に次ように加える。

種別 号数	15種
1 号	300, 000
2 号	305, 000
3 号	310, 000
4 号	315, 000
5 号	320, 000
6 号	325, 000
7 号	330, 000
8 号	335, 000
9 号	340, 000
10号	345, 000
11号	350, 000
12号	355, 000
13号	360, 000
14号	365, 000
15号	370, 000

16号	375,000
17号	380,000
18号	385,000
19号	390,000
20号	395,000
21号	400,000
22号	405,000
23号	410,000
24号	415,000
25号	420,000
26号	425,000
27号	430,000
28号	435,000
29号	440,000
30号	445,000
31号	450,000
32号	455,000
33号	460,000
34号	465,000
35号	470,000
36号	475,000
37号	480,000
38号	485,000
39号	490,000
40号	495,000

別表第1号附記中「第4種 出仕（部長待遇）」を「第4種 部長待遇の出仕（式務員業務従事者を除く）」に、「第5種 出仕（次長待遇）」を「第5種 次長待遇の出仕（式務員業務従事者を除く）」にそれぞれ改め、第6種中「主計」の次に「、常勤の出仕（式務員業務従事者）、定衆」を加え、第15種から第17種までを1種ずつ繰り下げ、第14種の次に「第15種 鍵役補」を加える。

別表第3号中「式務員」前に「出仕（式務員業務従事者）、」を加え、同表附記第2項第1項中「常勤の出仕（部長待遇）」を「部長待遇の出仕（式務員業務従事者を除く）」に、同第2号中「常勤の出仕（次長待遇）」を「次長待遇の出仕（式務員業務従

事者を除く)」に、同第４号中「堂衆及び参衆」を「常勤の出仕（式務員業務従事者）及び式務員」にそれぞれ改める。

附 則

この達令は、２０２５年７月１日から施行する。